

船舶事故等調査報告書

平成25年10月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013長第55号
事故等種類	運航不能（機関損傷）
発生日時	平成25年4月9日 04時30分ごろ
発生場所	長崎県平戸市度島東方沖 平戸市所在の崎瀬鼻灯台から真方位075°2海里（M）付近 （概位 北緯33°26.9′ 東経129°35.2′）
事故等調査の経過	平成25年7月3日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	砂利採取運搬船 第八金栄丸、999トン
船舶番号、船舶所有者等	134916、株式会社有明商事
乗組員等に関する情報	機関長、四級海技士（機関）
死傷者等	なし
損傷	主機5番シリンダ排気弁箱冷却水側に破口
事故等の経過	本船は、船長及び機関長ほか4人が乗り組み、度島東方沖で錨泊中、平成25年4月9日04時30分ごろ、主機の始動準備としてエアランニングを行ったところ、5番シリンダの指圧器弁から水が噴出した。 機関長は、膨張タンクの水量から清水量が約30ℓ減少していることを確認したので、シリンダライナの亀裂による漏水を疑い、乗組員だけでは修理不能と判断して主機の運転を断念し、本船は、会社手配のタグボートにえい航されて伊万里港に入港した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視程 約2M 海象：波高 約2.5m
その他の事項	本船は、本インシデント発生当時、主機の排気弁箱等の予備品を搭載しており、乗組員による排気弁箱の交換は可能であった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	あり
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、度島東方沖で錨泊中、主機の始動準備としてエアランニングを行った際、機関長が、主機5番シリンダの指圧器弁から噴出した水を認め、シリンダライナの亀裂を疑って主機の運転を断念したことから、運航不能となったものと考えられる。 主機は、度島東方沖に錨泊して停止した後、5番シリンダにおいて、排気弁箱の腐食で生じた破口から燃焼室側に冷却清水が漏水し始

	<p>め、ピストン頂面に溜まっていたところ、始動準備でエアランニングを行った際、同清水が指圧器弁から噴出したものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、夜間、本船が、度島東方沖で錨泊中、主機の始動準備としてエアランニングを行った際、機関長が、主機5番シリンダの指圧器弁から噴出した水を認め、シリンダライナの亀裂を疑って主機の運転を断念したため、発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主機の排気弁箱は、機関取扱説明書に従い、適切に抜き出して排気弁等の整備を行い、冷却水側の腐食状況を点検し、必要に応じて交換すること。 ・ 主機のエアランニングを行った際、指圧器弁からの漏水を認めた場合、漏水量を膨張タンクの水準等で確認するとともに、漏水箇所の発見に努め、破口を生じた排気弁箱を交換するなどし、適切に対処することが望まれる。